

(リクエストの定義)

第1条 枚方市立図書館条例施行規則第16条に基づき、枚方市立図書館（以下「市立図書館」という。）が所蔵していない特定の資料について、利用者が所定の手続を経て閲覧を希望する意思を表明することをリクエスト、対象となる資料をリクエスト資料という。

(目的)

第2条 この要領は、リクエスト資料のうち、市立図書館が当該資料を購入して図書館利用者に提供すること（以下、リクエスト購入という）及び図書館法第3条第1項第4号の趣旨により、枚方市立図書館が本市以外の公共図書館（以下、市外の図書館という）と協力し、本市が所蔵する図書館資料を貸出し、または所蔵しない資料を借受けすること（以下、相互貸借という）のうち、資料の借受けに関し必要な事項を定め、図書館利用者へのサービス向上に資することを目的とする。

(リクエスト購入の範囲)

第3条 リクエスト資料の購入にあたっては、第2次枚方市立図書館蔵書計画における資料収集基準が示す資料収集範囲内であるとともに、市立図書館蔵書全体のバランス等を考慮して、収集すべきと判断した資料は購入し提供する。

(リクエスト購入を行わない資料の取扱い)

第4条 リクエスト購入を行わないことを決定したリクエスト資料については、市外の図書館との相互貸借における借受けにより資料の入手に努める。

(相互貸借による借受対象とする機関)

第5条 相互貸借による借受けを行う機関は、以下のとおりとする。

- (1) 図書館法に規定する公共図書館
- (2) 上記以外の図書館で、所蔵館が貸出を認める図書館

(相互貸借による借受け資料の数)

第6条 相互貸借による借受先から同時に借受けることのできる資料の数は、当該借受資料の所蔵館の指定するところによるものとする。

(相互貸借による借受け資料の貸出期間)

第7条 相互貸借により借受けた同一資料の貸出期間は、市立図書館所蔵資料の同一種別の貸出期間と同期間とする。ただし、当該借受資料の所蔵館への返却期限を考慮して、市立図書館所蔵資料の同一種別の貸出期間と同期間の貸出が難しい場合は、当該返却期限を優先し、返却期限に間に合うよう、貸出期間の短縮を行う。ただし、当該借受資料の所蔵館が貸出期間の延長を適当と認める場合はこの限りでない。

(相互貸借による借受対象とする資料)

第8条 リクエスト購入を行わないことを決定したリクエスト資料は、大阪府立図書館はじめ、全国の図書館から借受けて提供に努める。ただし、以下の市外の図書館への貸出対象としない資料及び第2次枚方市立図書館蔵書計画における資料収集基準に規定する収集しない資料については、大阪府立図書館からの借受けにより提供に努める。

(1) 市外の図書館への貸出対象としない資料

①貸出禁止の資料（貴重な図書館資料、辞書、事典等）

②逐次刊行物（新聞、雑誌等）

③漫画（児童向け学習漫画を含む）

④CD・DVD・ビデオテープ等AV資料

※ただし上記②逐次刊行物については、大阪府立図書館からも借受を行わない。

(2) 資料収集基準に規定する「収集しない資料」

①学習参考書、個別の受験校案内、個人が資格等取得のために常時手元に置いて使用することが前提となる資料や、資格取得に必要なノウハウの説明に重点を置き、資格内容の説明に主眼を置いていない資格参考書、各種検定の攻略本、書き込み式の問題集（受験・資格取得・検定等目的を問わず）

②書き込み、切り取り、可動等を前提とした資料

③造本が図書館での利用に向かない資料（造本が粗雑な一部の厚紙絵本、鍵盤付絵本など）

④各種ゲーム類のいわゆる攻略本に類する資料（ただし、一般的なルール解説資料は除く）

⑤図書館での貸出が許可されない付録DVD付き資料

⑥ビデオ、カセットテープ、レコード等の市立図書館が収集対象としていない非活字資料または非活字資料が主な利用対象である付録付図書（英会話教材・DVDブック・CDブックなど）

⑦明らかに付録が主である資料（ブランドバッグ付図書など）

⑧CD-ROM、DVD-ROM付の年賀状のテンプレート集など、出版後少人数に貸し出した後は資料的価値を失ってしまう資料

(その他)

第9条 本要領に定めるもののほか、リクエスト資料の取扱いに係る運用上必要な事項は中央図書館長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。